

やちよ男女共同参画プラン

【ダイジェスト版】

平成23年度～平成32年度

認めあい 支えあい いきいきと暮らすために



八千代市では、男女共同参画社会の実現を目指し、「やちよ男女共同参画プラン」において5つの主要課題を設け、課題の解決に向けて取り組んでいます。

主要課題Ⅰ 等しく認めあう ー男女共同参画の意識づくりー

男女共同参画の理念は様々な分野に広がり、法律や制度面での男女平等に関する整備は着実に進んでいます。しかし、家庭・職場・政治の場など様々な分野において、意識の面では男女平等はまだ十分とはいえません。日常生活の上では「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識が未だに残っており、引き続き男女共同意識の啓発が必要です。

また、男女の人権問題として、ドメスティックバイオレンスやセクシュアルハラスメントを防ぐ意識づくりについて、認識を深めることが求められています。

一人ひとりが個性豊かに充実した人生を築き、男女が支えあう社会を実現するためには、あらゆる場において、女性と男性とが等しく認めあうことができる意識づくりを進める必要があります。

<取組の内容>

1 固定的な意識の是正

- (1) 性別による役割分担意識・慣習の是正
- (2) 一人ひとりの人権・人格の尊重意識の浸透
- (3) 性別による役割分担意識の是正のための調査・研究

2 男女の人権擁護

- (1) ドメスティックバイオレンスの発生を防ぐ意識づくり
- (2) セクシュアルハラスメント防止対策と体制整備

3 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- (1) 保育園・幼稚園・学校における意識づくりの推進
- (2) 家庭や地域における意識づくりの推進

主要課題Ⅱ 共に作りだす ーあらゆる場への男女共同参画ー

男女共同参画社会の実現には、社会のあらゆる分野において、男女が性別に関係なく対等な立場で参画していく必要があります。女性の就業率が年々上昇するなど女性の活躍は進んでいますが、組織の方針や決定の場への女性の参画はまだまだ少ないのが実情です。一方、男性は仕事中心のライフスタイルが多く見受けられ、家庭生活や地域活動に十分に参画できていない現状があります。

また、私たちと同じ地域には多くの外国人が居住しています。お互いの存在を尊重し、理解を深めていくことが大切です。外国人住民だけでなく市民全体が積極的に国際理解を図り、国際交流を推進していく必要があります。

<取組の内容>

1 政策・方針決定の場への男女共同参画

- (1) 行政における多様な参画の推進
- (2) 男女共同参画推進のための指導者等の人材発掘・育成

2 地域での男女共同参画

- (1) まちづくりへの多様な参画の推進
- (2) 多様な主体のネットワーク化による連携・協働

3 国際社会への理解と交流の推進

- (1) 平和と国際社会への理解
- (2) 国際交流の推進

主要課題Ⅲ 自分らしく生きる —ワーク・ライフ・バランスの推進—

自分の考えを持ち、個性をいかし、いきいきと暮らすためには、ライフスタイルに応じた多様な生き方があることを認識するとともに、選択の幅を広げることが必要です。男女が共に仕事上の責任と家庭の責任、地域活動への参加などをバランスよく担い、両立させていくことは、多様な働き方・生き方の選択を可能にし、個人の人生を充実させ、社会の活力を維持していくために重要なことです。

そのためには、ワーク・ライフ・バランスを推進する環境づくりが必要です。また、多様な生き方を選べるように、生涯にわたる学習機会の充実が望まれます。

女性にはより一層の職業能力形成が、男性にとっては家事や育児、介護等の学習機会が求められています。また、男女ともに一生を通じて豊かな生活ができるよう生きがい対策も必要です。

<取組の内容>

1 働く場における男女共同参画

- (1) 職場における意識啓発と就労支援
- (2) 就労による経済的自立の支援
- (3) 多様な働き方への支援

2 家庭における男女共同参画

- (1) 家事・育児への共同参画
- (2) 介護への共同参画

3 多様な生き方を選ぶための条件の整備

- (1) 生涯にわたる学習機会の整備
- (2) 生きがい対策の推進
- (3) 男性の多様な生き方への条件整備

主要課題Ⅳ 健やかに暮らす —いきいきと暮らすための健康と福祉の増進—

私たち一人ひとりが生涯にわたって仕事や家庭、地域社会に参画していくためには、心身の健康が不可欠です。自分自身で健康管理ができるよう、年代や個々の健康状態に応じた健康教育や健康相談の推進が必要です。また、自分の生き方を選択し、自分の能力を発揮するためには、個人の尊厳の保持と生活の自立を支援する福祉を充実させることが重要です。

妊娠・出産・子育てをめぐる母子の医療と福祉、高齢者や障害を持つ人への福祉、生活習慣病予防や介護予防など、ライフサイクルを通じた課題は多岐にわたり、性別によっても異なります。私たちが豊かでいきいきとしたライフスタイルをつくりあげていくためには、それぞれの状況やライフステージに応じた適切な支援が必要です。

<取組の内容>

1 生涯にわたる心と体の健康づくりの推進

- (1) 健康づくりの充実
- (2) 母子保健の充実

2 自立した生き方を支える福祉の充実

- (1) 多様な子育て環境の整備
- (2) ひとり親家庭の自立の推進
- (3) 高齢者・障害者福祉の充実



主要課題Ⅴ みんなで推進する —推進体制の整備と協働の推進—

今後さらに男女共同参画を推進していくには、市民や関係機関との協働・連携体制の構築や計画の推進体制の整備・強化を図る必要があります。男女共同参画事業への市民参加の推進や、国や県、近隣自治体をはじめとした関係機関と連携し、協働・連携体制を構築することが大切です。また、計画の進行管理を強化し、市が男女共同参画のモデルとなるよう職員の意識を高め、率先して施策に取り組む必要があります。男女共同参画社会づくりの拠点として設置されている男女共同参画センターの充実に努めながら、男女共同参画の着実な推進を図ります。

<取組の内容>

1 連携・協働体制の構築

- (1) 市民参加の推進
- (2) 国・県・近隣自治体との連携・協力

2 推進体制の強化

- (1) 男女共同参画センターの充実
- (2) 庁内推進体制の整備・拡充
- (3) 計画の進行管理の充実

男女共同参画社会とは・・・

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)



「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成27年8月に国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等*）に義務付けられました。

* 常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にとっては努力義務

やちよ男女共同参画プラン ダイジェスト版（平成28年3月改訂）

発行 八千代市 編集 生涯学習部男女共同参画課

〒276-0033 八千代市八千代台南 1-11-6 TEL047-485-7088